

大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部を
改正する規程のあらまし

- 1 月の途中に採用された職員や月の途中で交通費の増額があった職員等の通勤手当について、当月分から支給又は改定することができるようにする等の改正を行います。
- 2 この規程は、令和8年10月1日から施行します。